

医療法人 松徳会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～ 2029年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

目標2：法人の1か月の法定労働時間外勤務時間を平均3.3時間までにする。

医療法人 松徳会 行動計画

女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～ 2029年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり、平均年間 8 日以上とする。

目標 2：男性の育児休業取得を年間 1 人以上にする。